

別添 1

平成20年度中小規模事業場を対象とした危険性
又は有害性等の調査等普及促進事業実施細目

目 次

- 第1 平成20年度中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進事業の概要
 - 1 事業の委託について
 - 2 安全衛生診断実施打合せ会の開催について
 - 3 安全衛生診断の実施について
 - 4 安全衛生診断実施結果報告書の作成及び報告について
 - 4-1 リスクアセスメント診断（一般）の場合
 - 4-2 リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合
 - 5 全衛生診断実施後の措置について
 - 5-1 リスクアセスメント診断（一般）の場合
 - 5-2 リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合
 - 6 安全衛生診断実施結果の報告について
- 第2 対象事業場
 - 1 選定基準について
 - 2-1 リスクアセスメント診断（一般）の場合
 - 2-2 リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合
 - 2 対象事業場の変更等について
- 第3 安全衛生診断員
 - 1 安全衛生診断員の要件について
 - 2 安全衛生診断を実施する際の安全衛生診断員の基本的な態度について
- 第4 安全衛生診断実施上の留意事項
 - 1 選定基準区分別の安全衛生診断の実施について
 - 1-1 リスクアセスメント診断（一般）の場合
 - 1-2 リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合
 - 2 対象事業場の範囲等について
- 第5 安全衛生診断の費用等
- 第6 様式

平成20年度中小規模事業場を対象とした危険性
又は有害性等の調査等普及促進事業実施細目

第1 平成20年度中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査等普及促進事業の概要

1 事業の委託について

当該事業は、社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）に委託して行う。

2 安全衛生診断実施打合せ会の開催について

- (1) コンサルタント会の都道府県支部等は打合せ会を開催し、対象事業場ごとに担当する安全衛生診断員を決定するものとする。
- (2) コンサルタント会の都道府県支部等は、必要に応じ、打合せ会に、所轄の都道府県労働局労働基準部安全衛生主務課長、地方産業安全専門官、地方労働衛生専門官等の出席を依頼し、対象事業場に係る安全管理上又は労働衛生管理上留意すべき事項等について指示等を受けるものとする。

3 安全衛生診断の実施について

- (1) 安全衛生診断として、リスクアセスメント診断（一般）又はリスクアセスメント診断（労働衛生主眼）のいずれかを実施すること。
- (2) 安全衛生診断員が安全衛生診断を行うに当たっては、対象事業場に対して、あらかじめ本安全衛生診断が厚生労働省の委託により実施されるものであることを知させた上で行うこと。
- (3) 安全衛生診断は、対象事業場の責任者等の立会いを求めて行い、安全衛生診断の終了後、当該責任者等に対して改善を必要とする事項の概略を口頭で説明し、安全衛生診断の実施結果は、後日文書をもって連絡する旨説明すること。
- (4) 安全衛生診断員は、安全衛生診断の終了後、「安全衛生診断実施確認書」（様式1）を作成し、事業場の代表者の確認印を受領すること。

4 安全衛生診断実施結果報告書の作成及び報告について

4 - 1 リスクアセスメント診断（一般）の場合

- (1) 安全衛生診断員は、リスクアセスメント診断（一般）の実施後、速やかに「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2 - 1）、「外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙）及び「高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」を作成すること。
なお、「高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）」チェックシートについては、別途コンサルタント会が様式を作成する予定であること。
- (2) 安全衛生診断員は、(1)で作成した「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2 - 1）及び「安全衛生診断改善報告書」（様式3）を、対象事業場の代表者あて送付すること。
- (3) 安全衛生診断員は、(1)で作成した「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2 - 1）の写し、「外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙）及び「高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」の提出により、実施したリスクアセスメント診断（一般）の結果を所轄の都道府県労働局長に対して報告すること。
- (4) 安全衛生診断員は、「安全衛生診断実施確認書」（様式1）、「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2 - 1）の写し、「外国人労働者の労働災害に関する

るリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙）及び「高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」の写しを、コンサルタント会会長に提出すること。

4 - 2 リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合

- (1) 安全衛生診断員は、労働衛生診断の実施後、速やかに「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式2 - 2）を作成すること。
- (2) 安全衛生診断員は、(1)で作成した「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式2 - 2）及び「安全衛生診断改善報告書」（様式3）を、対象事業場の代表者あて送付すること。
- (3) 安全衛生診断員は、(1)で作成した「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式2 - 2）の写しの提出により、実施したリスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の結果を所轄の都道府県労働局長に対して報告すること。
- (4) 安全衛生診断員は、「安全衛生診断実施確認書」（様式1）及び「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式2 - 2）の写しを、コンサルタント会会長に提出すること。

5 安全衛生診断実施後の措置について

5 - 1 リスクアセスメント診断（一般）の場合

- (1) 安全衛生診断員は、リスクアセスメント診断実施後に行う対象事業場の責任者等に対する口頭による説明の際に、後日対象事業場の代表者あて送付する「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2 - 1）中の「現状及び指導事項」に対する改善事項については、同封する「安全衛生診断改善報告書」（様式3）の提出により、所轄の都道府県労働局長に対し、診断実施後1か月以内、遅くとも平成21年2月末日までに報告するとともに、その写しを安全衛生診断員あて送付するよう指導すること。

なお、対象事業場の選定基準が第2の1の1 - 1の(4)である事業場（以下「高年齢労働者リスクアセスメント診断対象事業場」という。）である場合には、安全衛生診断を受けて実施する改善事項を改善事例として公表して良いか確認し、公表して良いと回答を得た事業場については、写真又は図面で改善前と改善後の状況が分かるように「安全衛生診断改善報告書」（様式3）を記載するよう指導すること。

- (2) 都道府県労働局長は、安全衛生診断員又は対象事業場の代表者から報告された「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2 - 1）の写し、「外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙）、「高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」及び「安全衛生診断改善報告書」（様式3）の内容を検討し、その写しの送付により対象事業場を管轄する労働基準監督署長あて通知すること。

なお、当該通知を受けた労働基準監督署長は、必要に応じ対象事業場に対し指導等を実施すること。

- (3) コンサルタント会会長は、リスクアセスメント診断（一般）の実施結果について、各事業場に共通するリスクの把握等リスクアセスメント結果についての分析、主な問題点、安全水準向上対策、当該事業の効果等を取りまとめるものとする。

また、高年齢労働者リスクアセスメント診断対象事業場については、公表して良いと回答を得た事業場から提出された「安全衛生診断改善報告書」（様式3）を改善事例集として取りまとめること。

5 - 2 リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合

- (1) 安全衛生診断員は、リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）実施後に行う対象事業場の責任者等に対する口頭による説明の際に、後日対象事業場の代表者あて送付する「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式2 - 2）中の「現状及び指導事項」については、同封する「安全衛生診断改善報告書」（様式3）の提出により、所轄の都道府県労働局長に対し、診断実施後1か月以内、遅くとも平成21年2月末日までに報告するとともに、その写しを安全衛生診断員あて送付するよう指導すること。
- (2) 都道府県労働局長は、安全衛生診断員又は対象事業場の代表者から報告された「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式2 - 2）の写し及び「安全衛生診断改善報告書」（様式3）の内容を検討し、その写しの送付により対象事業場を管轄する労働基準監督署長あて通知すること。
なお、当該通知を受けた労働基準監督署長は、必要に応じ対象事業場に対し指導等を実施すること。
- (3) コンサルタント会会長は、リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の実施結果について、各事業場に共通するリスクの把握等リスクアセスメント結果についての分析、主な問題点、労働衛生水準向上対策、当該事業の効果等を取りまとめるものとする。

6 安全衛生診断実施結果の報告について

コンサルタント会会長は、安全衛生診断事業を平成20年度末までに完了させ、安全衛生診断の実施結果を厚生労働省労働基準局長に対して報告するものとする。

第2 対象事業場

1 選定基準について

対象事業場の選定基準は、次に示すとおりとすること。

1 - 1 リスクアセスメント診断（一般）の場合

- (1) 建設業以外の業種のうち、資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場であって、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 平成19年において休業1か月以上又は被災労働者の障害等級が14級以上の労働災害を発生させた事業場であって、安全管理上問題があるもの。
 - イ 過去に安全管理特別指導事業場に指定した事業場であって、追加指導を行うことが必要であるもの。
 - ウ 安全管理指定事業場であって、安全衛生診断員による指導を行うことが必要であると認められるもの。
- (2) 建設業のうち資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場（店社）であって、上記(1)のア～ウに該当するもの又はこれらに準ずるもの。
- (3) 資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場であって、平成19年に休業4日以上外国人労働者に係る労働災害があった事業場であって、安全管理上問題があるもの。
- (4) 資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場であって、平成19年に休業4日以上50歳以上の労働者に係る労働災害があった事業場であって、安全管理上問題があるもの。特に高齢労働者の安全管理上問題があるものが望ましい。
- (5) (1)～(4)のほか、都道府県労働局長が安全衛生診断員による指導を行うことが特に必要であると認めるもの。

1 - 2 リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合

資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場であって、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 平成19年において、じん肺の新規有所見者を発生させ、又は有機溶剤中毒等の業務上疾病を発生させた事業場であって、労働衛生管理上問題があるもの。
- (2) 過去に労働衛生管理特別指導事業場に指定した事業場であって、追加指導を行うことが必要であるもの。
- (3) 労働衛生管理指定事業場であって、安全衛生診断員による指導を行うことが必要であると認められるもの。
- (4) (1)～(3)のほか、特殊健康診断において有所見率が特に増加している事業場、作業環境測定結果の評価が第3管理区分である単位作業場所を有する事業場、労働安全衛生法第28条第3項の化学物質を製造し又は取り扱う事業場等、都道府県労働局長が安全衛生診断員による指導を行うことが特に必要であると認めるもの。

2 対象事業場の変更等について

対象事業場として決定した後に、当該事業場が操業停止等により安全衛生診断の実施が困難となった場合には、所轄の都道府県労働局安全衛生主務課において、予備の対象候補事業場の中から新たに対象事業場を選定すること。

なお、この場合には、都道府県労働局労働基準部安全衛生主務課は、速やかに担当の安全衛生診断員に通知するとともに、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課に報告すること。

第3 安全衛生診断員

1 安全衛生診断員の要件について

安全衛生診断員は安全衛生診断の実施に必要な能力を有する者とする。

なお、第2の1の1-1の(3)の事業場のリスクアセスメント診断（一般）診断を担当する安全衛生診断員については、外国人労働者の就労する事業場（外国人研修生を受け入れている事業場を含む。）の安全診断・指導を実施した経験又は海外の事業場において管理者としてその国の労働者を管理監督した経験を有する者等を選任するよう配慮すること。

2 安全衛生診断を実施する際の安全衛生診断員の基本的な態度について

- (1) 本安全衛生診断は、対象事業場における安全又は労働衛生に係る診断及びこれに基づく指導等を行うものであり、労働安全衛生法及び関係法令に対する違反を指摘することが目的ではないこと。
- (2) 安全衛生診断員は、安全衛生診断の実施によって知り得た秘密等を漏らし、又は盗用してはならないこと。

第4 安全衛生診断実施上の留意事項

1 選定基準区分別の安全衛生診断の実施について

1 - 1 リスクアセスメント診断（一般）の場合

- (1) 第2の1の1-1の事業場に対するリスクアセスメント診断（一般）については、労働安全衛生法第28条の2第2項に基づく指針（以下「リスクアセスメント指針」という。）に示されている事項について、診断を通じて、理解を深め、事業場における取組を促進するものであるが、事業場全体についてリスクアセスメントを行うものではなく、労働災害発生状況等を踏まえ、事業者と協議の上、実施対象範囲を決定すること。

(2) リスクアセスメント診断（一般）については、2日間で実施するものとするが、原則、1日目で対象範囲におけるリスクアセスメントの実施を終えるものとする。

なお、この際、診断実施前に事業場と連絡を取り、リスクアセスメントを実施する上で必要な情報（機械等の取扱い説明書、作業手順書、過去の災害・ヒヤリハット事例、安全パトロール結果等）をあらかじめ用意させるなど、円滑な実施に留意すること。

(3) リスクアセスメント診断（一般）の実施に当たっては、別途、コンサルタント会において作成中のリスクアセスメント実施のためのマニュアルを配布する予定であるので、当該マニュアル等を活用すること。

(4) 2日目の診断を実施する前に、様式2-1の別表のリスク評価表 にリスクアセスメントの結果を記入するとともに、可能な限りリスク低減措置（提案）を記入すること。

なお、事業者がリスクアセスメントを自社で実施する能力があると安全衛生診断員が判断した場合には、事業者に対し次回の診断までにリスク評価表 を記載するように伝えること。

(5) 2日目の診断は、リスク評価表（様式2-1別表）に従い、実施したリスクアセスメントの結果を説明するとともに、具体的なリスク低減措置の提案、具体的な措置に関する事業場からの相談への対応を行うこと。

なお、(4)に基づき事業者がリスク評価表 を作成している場合には当該リスク評価表の記載内容の妥当性等について指導を行うこと。

(6) 改善指導に当たっては、実施したリスクアセスメント結果を踏まえ、必要な改善事項について「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2-1）の内容により指導することとするが、単に改善指導にとどまらず、以下の点を十分に説明すること。

リスクアセスメント指針に示されているリスクアセスメントを実施する上での基本的な考え方
安全衛生診断員が対象範囲についてどのような考え方に基づいてリスクアセスメントを実施したか

対象とした範囲についての作業の洗い出し及び危険性又は有害性の特定についての考え方

負傷又は疾病の重篤度、発生可能性の度合を踏まえた、リスク見積りの考え方

リスクの評価結果に応じ、優先順位を付ける上での考え方

リスク低減措置の検討に当たっての考え方

リスクアセスメント結果の記録について

本診断によるリスクアセスメント結果についての事業場内での取扱いについて

事業場内でリスクアセスメントを実施する上での留意事項

(7) 第2の1の1-1の(3)の事業場に対して改善指導を行うに当たっては、「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2-1）の内容による指導とともに、「外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」（別紙）の内容により指導すること。

(8) 高齢労働者リスクアセスメント診断事業場に対して改善指導を行うに当たっては、「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2-1）の内容による指導とともに、別途コンサルタント会が作成する「高齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート」の内容により指導すること。

(9) 建設業に対するリスクアセスメント診断（一般）については、対象とする店社、現場において出稼労働者が使用されている場合は、出稼労働者への安全管理を考慮した内容とすることとし、「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2-1）の総合所見の欄に出稼労働者の安全管理状況の概要を記載すること。

(10) (1)、(2)により実施したリスクアセスメントの結果について、「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）」（様式2-1）に取りまとめること。

1 - 2 リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の場合

(1) 第2の1の1 - 2の事業場に対するリスクアセスメント診断（労働衛生主眼）については、リスクアセスメント指針に示されている事項について、診断を通し、理解を深め、事業場における取組を促進するものであるが、事業場全体についてリスクアセスメントを行うものではなく、業務上疾病発生状況等を踏まえ、事業者と協議の上、化学物質、粉じん、騒音、暑熱のうち少なくとも1つ以上の有害性についてリスクアセスメントを行うよう実施対象範囲を決定すること。

(2) リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）については、2日間で実施するものとするが、原則、1日目で対象範囲におけるリスクアセスメントの実施を終えるものとする。

なお、この際、診断実施前に事業場と連絡を取り、リスクアセスメントを実施する上で必要な情報（機械等の取扱い説明書、MSDS、作業手順書、過去の業務上疾病事例、職場巡視結果等）をあらかじめ用意させるなど、円滑な実施に留意すること。

(3) リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）の実施に当たっては、別途、コンサルタント会において作成中のリスクアセスメント実施のためのマニュアルを配布する予定であるので、当該マニュアル等を活用すること。

(4) 2日目の診断を実施する前に、有害性の種類等に応じて、様式2 - 2の別表1～4のリスク評価表～にリスクアセスメントの結果を記入するとともに、可能な限りリスク低減措置（提案）を記入すること。

なお、事業者がリスクアセスメントを自社で実施する能力があると安全衛生診断員が判断した場合には事業者に対し、次回の診断までにリスク評価表～を記載するように伝えること。

(5) 2日目の診断は、リスク評価表～（様式2 - 2別表1～4）に従い、実施したリスクアセスメントの結果を説明するとともに、具体的なリスク低減措置の提案、具体的な措置に関する事業場からの相談への対応を行うこと。

なお、(4)に基づき事業者がリスク評価表～を作成している場合には当該リスク評価表の記載内容の妥当性等について指導を行うこと。

(6) 改善指導に当たっては、実施したリスクアセスメント結果を踏まえ、必要な改善事項について「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式2 - 2）の内容により指導することとするが、単に改善指導にとどまらず、以下の点を十分に説明すること。

リスクアセスメント指針に示されているリスクアセスメントを実施する上での基本的な考え方
安全衛生診断員が対象範囲についてどのような考え方に基づいてリスクアセスメントを実施したか

対象とした範囲についての作業の洗い出し及び危険性又は有害性の特定についての考え方

負傷又は疾病の重篤度、発生可能性の度合を踏まえた、リスク見積りの考え方

リスクの評価結果に応じ、優先順位を付ける上での考え方

リスク低減措置の検討に当たっての考え方

リスクアセスメント結果の記録について

本診断によるリスクアセスメント結果についての事業場内での取扱いについて

事業場内でリスクアセスメントを実施する上での留意事項

(7) (1)、(2)により実施したリスクアセスメントの結果について、「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）」（様式2 - 2）に取りまとめること。

2 対象事業場の範囲等について

(1) 建設業以外の業種の事業場に対する安全衛生診断の実施に当たって、所在地の異なる工場等を巡視した場合には、当該工場等を独立した対象事業場とはみなさず、安全衛生診断を実施した対象事

業場の一部として取り扱うこと。

- (2) 建設業の事業場に対する安全衛生診断の実施に当たっては、店社及び店社の1以上の建設工事現場について安全衛生診断を実施すること。

なお、この場合、建設工事現場は独立した対象事業場とはみなさず、店社と合わせた一つの対象事業場とみなすこと。

第5 安全衛生診断の費用等

対象事業場の負担する安全衛生診断に係る費用は無料とする。

第6 様式

様式1 安全衛生診断実施確認書（同記載要領）

様式2 - 1 安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（一般）関係）
（同記載要領）

別紙 外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート

様式2 - 2 安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断（労働衛生主眼）関係）
（同記載要領）

様式3 安全衛生診断改善報告書

様式1

安全衛生診断実施確認書

平成 年 月 日

社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 会長 殿

受診事業場

所在地

事業場名

電話番号 ()

代表者氏名 印

上記のとおり、安全衛生診断を受診いたしました。

安全衛生診断員	1. 労働安全コンサルタント 2. 労働衛生コンサルタント	氏名	印
労働者数	名	業種	
診断実施日	平成 年 月 日 及び 平成 年 月 日		
立会者	(職名) (氏名)		

様式 1

安全衛生診断実施確認書 記載要領

1. 受診事業場代表者は、診断事業場の代表取締役社長、工場長、所長等当該事業場の責任者をいう。
2. 確認書年月日は、通常は診断実施日となるが、診断実施日に事業場代表者が不在等で押印できない場合、後日押印した日とする。この場合、安全衛生診断員は当該確認書を対象事業場から郵送等により受領すること。
3. 診断を実施した安全衛生診断員は、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントのいずれかに を付すとともに、署名、押印すること。
4. 業種については、中分類の業種名（例：金属製品製造業、設備工事業等）を記入すること。
5. 立会者については、立ち会った責任者等のうち、代表となる者をいう。
なお、前記3以下の欄中の事項についても、立会者の了解のもと安全衛生診断員が記載することが望ましいこと。

様式2 - 1

安全衛生診断実施結果報告書

(リスクアセスメント診断(一般)関係)

事業場の名称

代表者

殿

安全衛生診断員 労働安全コンサルタント

印

労働安全コンサルタント

印

診断日(1日目) 平成 年 月 日

(2日目) 平成 年 月 日

事業場の名称			
所在地	TEL ()		
代表者名			
事業の概要	(資本金)	労働者数	
	(業種(中分類))	男	名(名)
	(主要製品等)	女	名(名)
		計	名(名)

労働災害 発生状況		死亡	休業1か月以上 又は障害等 級14級以上	休業 4日 以上	休業 4日 未満	計
	平成18年	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()
	平成19年	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()
	本年 (1月~ 月)	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()

労働災害 発生概要	1 .
労働災害 発生概要	2 .

診断項目	現 状 及 び 指 導 事 項
労働安全衛生 マネジメントシ ステムについて	<p data-bbox="491 371 1362 405">1 運用中 2 構築中 3 準備段階 4 導入予定なし</p> <p data-bbox="491 434 635 468">導入する理由</p>
リスクアセス メントについて	<p data-bbox="491 575 1118 609">1 実施中 2 準備段階 3 実施予定なし</p> <p data-bbox="491 638 635 672">実施する理由</p>
作業の洗い出 し及び危険性又 は有害性の特定 についての考え 方	
リスク見積り 及び優先順位を 付ける上での考 え方	
リスク低減措 置の提案及びそ の考え方につい て	
残留リスク対 策についての考 え方について	
外国人労働者 に対する特記事 項	
請負労働者・ 派遣労働者に対 する特記事項	

高年齢労働者 に対する特記事項	
上記以外の特 記事項	
総合所見(そ の他リスクアセ スメント実施上 の留意点につい て)	

改善はできるだけ速やかをお願いします。

また、改善結果を別添様式3「安全衛生診断改善報告書」に記入し、診断実施後1か月以内、遅くとも平成21年2月末日までに所轄労働局長あて提出するとともに、その写しを安全衛生診断員あて送付して下さい。

参考 1

危険性又は有害性の分類例

1 危険性

- (1) 機械等による危険性
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物等による危険性
「引火性の物」には、可燃性のガス、粉じん等が含まれ、「等」には、酸化性の物、硫酸等が含まれること。
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険性
「その他のエネルギー」には、アーク等の光のエネルギー等が含まれること。
- (4) 作業方法から生ずる危険性
「作業」には、掘削の業務における作業、採石の業務における作業、荷役の業務における作業、伐木の業務における作業、鉄骨の組立ての作業等が含まれること。
- (5) 作業場所に係る危険性
「場所」には、墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所、足を滑らすおそれのある場所、つまずくおそれのある場所、採光や照明の影響による危険性のある場所、物体の落下するおそれのある場所等が含まれること。
- (6) 作業行動等から生ずる危険性
- (7) その他の危険性
「その他の危険性」には、他人の暴力、もらい事故による交通事故等の労働者以外の者の影響による危険性が含まれること。

2 有害性

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性
「等」には、酸素欠乏空気、病原体、排気、排液、残さい物が含まれること。
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による有害性
「等」には、赤外線、紫外線、レーザー光等の有害光線が含まれること。
- (3) 作業行動等から生ずる有害性
「作業行動等」には、計器監視、精密工作、重量物取扱い等の重筋作業、作業姿勢、作業態様によって発生する腰痛、頸肩腕症候群等が含まれること。
- (4) その他の有害性

参考2

リスク見積り及びそれに基づく優先度の設定方法の例
(リスク評価表 関係)

1 負傷又は疾病の重篤度

「負傷又は疾病の重篤度」については、基本的に休業日数等を尺度として使用するものであり、以下のように区分する例がある。

致命的：死亡災害や身体の一部に永久損傷を伴うもの

重大：休業災害（1か月以上のもの）、一度に多数の被災者を伴うもの

中程度：休業災害（1か月未満のもの）、一度に複数の被災者を伴うもの

軽度：不休災害やかすり傷程度のもの

2 負傷又は疾病の可能性の度合

「負傷又は疾病の可能性の度合」は、危険性又は有害性への接近の頻度や時間、回避の可能性等を考慮して見積もるものであり、以下のように区分する例がある。

可能性が極めて高い：日常的に長時間行われる作業に伴うもので回避困難なもの

可能性が比較的高い：日常的に行われる作業に伴うもので回避可能なもの

可能性がある：非定期的な作業に伴うもので回避可能なもの

可能性がほとんどない：まれにしか行われない作業に伴うもので回避可能なもの

3 リスク見積りの例

リスク見積り方法の例には、以下の例1～3のようなものがある。

例1：マトリクスを用いた方法

重篤度「重大」、可能性の度合「比較的高い」の場合の見積り例

		負傷又は疾病の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷又は疾病 の発生可能性 の度合	極めて高い	5	5	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

リスク	優先度	
4~5	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで作業停止する必要がある。 十分な経営資源を投入する必要がある。
2~3	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。 優先的に経営資源を投入する必要がある。
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

例2：数値化による方法

重篤度「重大」、可能性の度合「比較的高い」の場合の見積り例

(1) 負傷又は疾病の重篤度

致命的	重大	中程度	軽度
30点	20点	7点	2点

(2) 負傷又は疾病の発生可能性の度合い

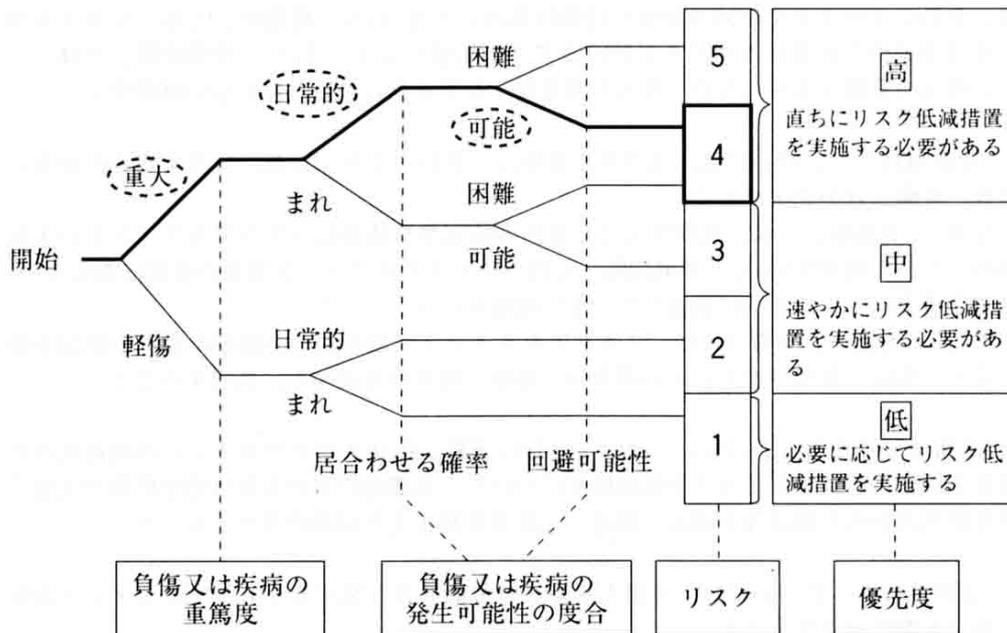
極めて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
20点	15点	7点	2点

20点(重篤度「重大」)+15点(可能性の度合「比較的高い」)=35点(リスク)

リスク	優先度	
30点以上	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで作業停止する必要がある。 十分な経営資源を投入する必要がある。
10～29点	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。 優先的に経営資源を投入する必要がある。
10点未満	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

例3：枝分かれ図を用いた方法

重篤度「②重大」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積り例



様式 2 - 1 記載要領

安全衛生診断実施結果報告書 記載要領 (リスクアセスメント診断(一般)関係)

1. 「安全衛生診断員」欄には、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントのいずれかに を付すとともに、署名、押印すること。
2. 「(主要製品等)」については、「自動車ラジエーター」(例)のように記入すること。
3. 「労働者数」欄の()内には、外国人労働者数を内数で記入すること。
4. 「労働災害発生状況」欄には、 は を除く数を、 は 及び を除く数を記入すること。
また、()内には、外国人の被災者数を内数で記入すること。
5. 「労働災害発生概要」については、労働災害発生状況の 及び のうち、平成19年及び本年に入っ
て診断日までに発生した災害ごとに記入すること。
なお、記入に当たっては、「平成19年7月、旋盤でフランジ部品の試し切削中、部品がチャックより
外れ、旋盤作業員(男)の顔に飛来し休業50日の負傷をした。直接原因としては、チャックの締付けの
確認が行われていなかったこと、間接原因としては、作業手順書の不備と安全教育の不十分である。」
(例)のように起因物、事故の型、原因(直接原因・間接原因)等を簡明に記入すること。
6. 「診断項目 」については、該当する番号に を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄
に自由記入すること。
なお、「運用中」とは、安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成後、P D C
Aサイクルが回り始めた段階以降のことをい、 「構築中」とは、システム導入の正式決定からP D C
Aサイクルが回るまでの状態をいう。また、「準備段階」とは、システム導入の意欲はあるものの、導
入を事業場として正式に決定していない段階をいう。
7. 「診断項目 」については、該当する番号に を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄
に自由記入すること。
なお、「実施中」とは、危険性又は有害性の特定等具体的にリスクアセスメントの実施を開始してい
る段階をい、 「準備段階」とは、リスクアセスメント実施の意欲はあるものの、実施を事業場として
正式に決定していない段階をいう。
また、「実施中」の場合には、リスクアセスメント実施の際の労働者の参加の状況を確認するととも
に、参加させていない場合は、参加の必要性を説明し、指導すること。
8. 「診断項目 から 」については、1日目に実施したリスクアセスメントの内容及びその結果を踏ま
えて提案するリスク低減措置について、事業場における具体的な措置の実施を事業場担当者からの相談
等を通して検討した結果を踏まえた記載内容とすること。
9. 「診断項目 」については、外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断を実施する際
に記入すること。

10. 「診断項目」については、同一事業場内において、請負労働者や派遣労働者が混在する場合等において実施されている安全管理上の措置等について記載すること。
11. 「診断項目」については、高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断を実施する際に記入すること。
12. 「診断項目」については、診断対象事業場において今後リスクアセスメントを実施する上での留意事項等を記載すること（リスクアセスメント実施の際の労働者の参加の必要性等）。なお、診断対象事業場が既にリスクアセスメントを実施している場合にあっては、今後改善すべき点を記載すること。
13. リスクアセスメントの実施結果は、別表「リスク評価表」に記載すること。
14. 外国人労働者の労働災害に係るリスクアセスメント診断に当たっては、別紙「外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断チェックシート」も併せて作成すること。
15. 高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断に当たっては、別途コンサルタント会が作成する予定の「高年齢労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断チェックシート」も併せて作成すること。
16. 本様式の項目について、記載すべき事項がない場合はその箇所を削除し、また、記載しきれない場合は行数を増やして（ワープロ等使用）記入する等適宜変更しても差し支えないこと。

別紙

外国人労働者の労働災害に関するリスクアセスメント診断（一般）チェックシート

1 総括的事項
(1) 外国人労働者の労働災害発生状況
(2) 外国人労働者の安全衛生管理の阻害要因
2 事業者の基本姿勢
(1) 外国人労働者に係る安全衛生管理において、特に配慮、措置すべき部分があることについての認識の程度
(2) 外国人労働者についての配慮、措置事項に関する管理、監督者に対する指示の状況
3 安全衛生管理体制
(1) 外国人労働者に係る安全衛生管理における総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者等の活動状況
(2) 作業主任者、作業指揮者の外国人労働者についての配慮、措置事項に関する対応状況
(3) 産業医の外国人労働者についての配慮、措置事項に関する対応状況
(4) 安全衛生委員会の活動状況
4 安全衛生教育

<p>(1) 日本人管理監督者等教育(外国人労働者の管理、監督を行う者又は外国人労働者と共同作業を行う労働者に対する外国人労働者についての配慮、措置事項を踏まえた安全衛生教育)の実施状況)</p>
<p>(2) 外国人労働者教育</p>
<p>外国人労働者についての配慮、措置事項を踏まえた外国人労働者に対する雇入れ時の教育等の実施状況</p>
<p>労働災害防止のための指示等を理解できるようにするため、日本語教育等の実施状況</p>
<p>職場への適応、安全な作業を行う能力の向上のために実施している事項</p>
<p>5 就業に当たっての措置</p>
<p>(1) 外国人労働者を就業制限業務、特別教育を必要とする危険有害業務等に就業させるに当たって講じている措置の状況</p>
<p>(2) 機械設備、安全装置、保護具等の使用方法、合図、応急措置等に関する事項について指示する場合に考慮している事項</p>
<p>(3) 外国人労働者のみから成る作業班がある場合、考慮している事項</p>
<p>6 掲示、表示及び標識</p>
<p>外国人労働者についての配慮、措置事項を踏まえた安全衛生確保のために必要な掲示、表示又は標識の作成状況</p>
<p>7 健康管理</p>
<p>(1) 外国人労働者に対する風土病、寄生虫症等の検査の実施状況</p>

(2) 外国人労働者に対する健康保持増進対策の実施状況
(3) 外国人労働者に対する健康保持増進対策の実施状況
8 その他
(1) 外国人労働者の安全衛生管理に関して必要な情報の収集、分析の手法
(2) 食生活、住居等職場以外の事項に関しての外国人労働者からの相談への対応状況

様式2 - 2

安全衛生診断実施結果報告書

(リスクアセスメント診断(労働衛生主眼)関係)

事業場の名称

代表者

殿

安全衛生診断員 労働衛生コンサルタント

印

診断日(1日目) 平成 年 月 日

(2日目) 平成 年 月 日

事業場の名称			
所在地	TEL ()		
代表者名			
事業の概要	(資本金)	労働者数	
	(業種(中分類))	男	名
	(主要製品等)	女	名
		計	名

事業場疾病 発生状況		死亡	休業1か月以上又は障害等級14級以上	休業4日以上	休業4日未満	計
	平成18年	人	人	人	人	人
	平成19年	人	人	人	人	人
	本年 (1月~ 月)	人	人	人	人	人

業務上疾病 発生概要	1 .
業務上疾病 発生概要	2 .

特殊健康診断実施状況（最新のを記す）

特殊健康診断の種類	従事者数	受診者数	受診率	有所見者数	健診結果に基づき実施した措置	備考

作業環境測定状況（最新のを記す）

作業場及び作業の概要	実施日及び管理区分		測定者（精度管理番号）
	1回目	2回目	
			自社・委託

診断項目	現 状 及 び 指 導 事 項
労働安全衛生 マネジメントシ ステムについて	1 運用中 2 構築中 3 準備段階 4 導入予定なし
	導入する理由
リスクアセス メントについて	1 実施中 2 準備段階 3 実施予定なし
	実施する理由
作業の洗い出 し及び危険性又 は有害性の特定 についての考え 方	

リスク見積り 及び優先順位を 付ける上での考 え方	
リスク低減措 置の提案及びそ の考え方につい て	
残留リスク対 策についての考 え方について	
快適な職場づ くりについて	
請負労働者・ 派遣労働者に対 する特記事項	
上記以外の特 記事項	
総合所見（そ の他リスクアセ スメント実施上 の留意点につい て）	

改善はできるだけ速やかをお願いします。

また、改善結果を別添様式3「安全衛生診断改善報告書」に記入し、診断実施後1か月以内、遅くとも平成21年2月末日までに所轄労働局長あて提出するとともに、その写しを安全衛生診断員あて送付して下さい。

参考1

危険性又は有害性の分類例

1 危険性

- (1) 機械等による危険性
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物等による危険性
「引火性の物」には、可燃性のガス、粉じん等が含まれ、「等」には、酸化性の物、硫酸等が含まれること。
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険性
「その他のエネルギー」には、アーク等の光のエネルギー等が含まれること。
- (4) 作業方法から生ずる危険性
「作業」には、掘削の業務における作業、採石の業務における作業、荷役の業務における作業、伐木の業務における作業、鉄骨の組立ての作業等が含まれること。
- (5) 作業場所に係る危険性
「場所」には、墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所、足を滑らすおそれのある場所、つまずくおそれのある場所、採光や照明の影響による危険性のある場所、物体の落下するおそれのある場所等が含まれること。
- (6) 作業行動等から生ずる危険性
- (7) その他の危険性
「その他の危険性」には、他人の暴力、もらい事故による交通事故等の労働者以外の者の影響による危険性が含まれること。

2 有害性

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性
「等」には、酸素欠乏空気、病原体、排気、排液、残さい物が含まれること。
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による有害性
「等」には、赤外線、紫外線、レーザー光等の有害光線が含まれること。
- (3) 作業行動等から生ずる有害性
「作業行動等」には、計器監視、精密工作、重量物取扱い等の重筋作業、作業姿勢、作業態様によって発生する腰痛、頸肩腕症候群等が含まれること。
- (4) その他の有害性

参考2

リスク見積り及びそれに基づく優先度の設定方法の例

1 化学物質・粉じん・騒音に関するリスクの見積り（作業環境測定を実施している場合）

（リスク評価表 関係）

(1) リスク見積り

作業環境測定を実施した結果の管理区分に基づき表1のとおりリスクを見積もる。

表1 管理区分とリスク

管理区分	リスク
第3管理区分	高
第2管理区分	中
第1管理区分	低

2 化学物質・粉じんに関するリスクの見積り（作業環境測定を実施していない場合）

（リスク評価表 関係）

(1) 有害性のレベル分け化学物質等又は粉じんについて、該当する有害性のレベルが表2又は表3のどれに該当するか確認し、そのレベルをリスク評価表の「**有害性レベル**」欄に記入します。

表2 有害性のレベルの区分（化学物質等）

有害性のレベル	GHS 有害性分類及び GHS 区分	化学物質等の例
A	<ul style="list-style-type: none"> ・変異原性 区分1, 2 ・発がん性 区分1 ・呼吸器感作性 	クローム添加剤 粉じん（シリカ）
B	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分1, 2 ・発がん性 区分2 ・全身毒性 - 反復ばく露 区分1 ・生殖毒性 区分1, 2 	メタノール キシレン
C	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分3 ・全身毒性 - 単回ばく露 区分1 ・皮膚腐食性 サブクラス1 A、1 B 又は1 C ・眼刺激性 区分1 ・呼吸器刺激性 ・皮膚感作性 ・全身毒性 - 反復ばく露 区分2 	アンチモン
D	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分4 ・全身毒性 - 単回ばく露 区分2 	
E	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 ・皮膚感作性 	アセチレン

	<ul style="list-style-type: none"> ・眼刺激性 ・その他のグループに分類されない粉体と液体 	
--	--	--

表3 有害性のレベルの区分（粉じん）

有害性のレベル	粉じんの種類	
a		遊離珪酸含有10%以上の粉じん、石綿を含む粉じん
b	(第1種粉じん)	滑石、ろう石、アルミニウム、アルミナ、珪藻土、硫化鋳、硫化焼鋳、ベントナイト、カオリナイト、活性炭、黒鉛
c	(第2種粉じん)	遊離珪酸10%未満の鉱物性粉じん、酸化鉄、カーボンブラック、石炭、酸化亜鉛、二酸化チタン、ポルトランドセメント、大理石、線香材料粉じん、穀粉、綿じん、木粉、革粉、コルク粉、ベークライト
d	(第3種粉じん)	石灰石、その他の無機および有機粉じん

(2) 予測ばく露量

化学物質又は粉じんについて、その取扱量（1バッチあたり又は一日の使用量であり、ばく露量や化学物質の飛散・発散量ではない。）と揮発性・飛散性がそれぞれ表4、表5のどの区分に該当するかを確認します。

表4 取扱量の区分

区分	取扱量の目安
大量	トン、kl単位で計る程度の量例：砂、溶湯
中量	kg、l単位で計る程度の量例：クローム添加剤
少量	g、ml単位で計る程度の量例：アセチレン

表5 揮発性・飛散性の区分

区分	揮発性・飛散性の目安と例
高揮発・高飛散	高揮発性液体（沸点50未満）、高飛散性固体（微細で軽い粉じんの発生する物） 例：アセトアルデヒド、粉じん
中揮発・中飛散	中揮発性液体（沸点50 - 150）、中飛散性固体（結晶質、粒状、すぐに沈降する物） 例：メタノール

低揮発・ 低飛散	低揮発性液体（沸点 150 超過）、低飛散性固体（小球状、薄片状、小塊状） 例：アンチモン、クローム添加剤（クロム）、フェノール
-------------	---

次に表 4 及び表 5 で確認した区分を表 6 に当てはめ、予測ばく露量を推定し、その予測ばく露量をリスク評価表の「予測ばく露量」欄に記入します。

表 6 予測ばく露量の判定

揮発性・ 飛散性 取扱量	高揮発・高飛散	中揮発・中飛散	低揮発・低飛散
大量	EP4	EP4	EP3
中量	EP3	EP3	EP2
少量	EP2	EP1	EP1

(3) 望ましい管理手法の区分

(1)で区分された化学物質又は粉じんの有害性のレベルと、(2)で推定された予測ばく露量をそれぞれ表 7 に当てはめ、化学物質又は粉じんの望ましい管理手法のポイントを推定し、その区分(ポイント)をリスク評価表の「望ましい管理手法」欄に記入します。

表 7 望ましい管理手法の区分(ポイント)

予測ばく露量 有害性の レベル	EP4	EP3	EP2	EP1
A, a	4	4	4	4
B	4	4	3	2
C, b	4	3	2	1
D, c	3	2	1	1
E, d	2	1	1	1

(4) 現在実施している管理手法

化学物質又は粉じんに対する既存の災害防止対策が、表 8 のどの内容に該当するかを確認し、その区分(ポイント)をリスク評価表の「現在実施管理手法」欄に記入します。

表 8 現在実施している管理手法の区分(ポイント)

管理方法 (ポイント)	タイプ	内 容
4	特殊	完全密閉又は専門家の提言に基づく対策の実施
3	封じ込め	密閉対策(少量の漏れがある)の実施
2	工学的対策	局所排気装置の設置、部分密閉等
1	全体換気	全体換気設備の設置

0	対策なし	保護具着用、保護具の着用なし
---	------	----------------

(5) リスクの見積り

(3)(4)で求められた区分(ポイント)を引き算して求めます。

$$\text{リスク} = (3)\text{望ましい管理手法のポイント} - (4)\text{現在実施している管理手法のポイント}$$

表9 リスクの優先度

リスク		優先度
4	高	直ちに対応すべきリスクがある
2又は3	中	速やかに対応すべきリスクがある
1以下	低	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある

3 騒音に関するリスクの見積り(作業環境測定を実施していない場合)

(リスク評価表 関係)

(1) 有害性のレベル

騒音レベルが表10の有害性のレベルのいずれに該当するか確認し、そのレベルをリスク評価表の「**有害性レベル**」欄に記入します。

表10 有害性のレベル

有害性のレベル	騒音レベル
A	90dB(A)以上
B	90dB(A)未満 85dB(A)以上
C	85dB(A)未満 80dB(A)以上
D	80dB(A)未満

(2) ばく露時間

騒音に対する「ばく露時間」について、その時間をリスク評価表の「**曝露時間**」欄に記入します。

(3) リスクの見積り

(1)(2)の結果を表11に当てはめ、騒音のリスクを見積もり、その内容をリスク評価表の「**優先度(リスク)**」欄に記入します。

表11 リスクの見積り

ばく露時間 有害性の レベル	8時間以上	8時間未満 4時間以上	4時間未満 2時間半以上	2時間半未満 1時間以上	1時間未満
	A	高			
B	高		中		低

C	高	中	低
D	低		

リスク「高」：直ちに対応すべきリスクがある

リスク「中」：速やかに対応すべきリスクがある。

リスク「低」：必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。

4 暑熱に関するリスクの見積り（リスク評価表 関係）

(1) 有害性のレベル分け

WBGT 指数、 乾球又は湿球温度が、表 12 の有害性のレベルのいずれに該当するか確認し、そのレベルをリスク評価表 の「有害性レベル」欄に記入します。

表 12 有害性のレベル

有害性のレベル	WBGT 指数	WBGT 計が用意できない ときの指標	
		乾球温度	湿球温度
A	31 以上	35 以上	27 以上
B	28～31	31～35	24～27
C	25～28	28～31	21～24
D	21～25	24～28	18～21
E	21 まで	24 まで	18 まで

(2) 作業の程度分け

暑熱作業における作業の程度を表 13 から選び、その作業程度の内容をリスク評価表 の「作業の程度」欄に記入します。

表 13 作業の程度

作業の程度	作業内容（例）
極高代謝率作業	全身の激しい動作（上記の動作で呼吸が荒くなる動作等）
高代謝率作業	全身の動作（例：抱き上げる、まわす、引く、押す、投げる、歩く等）
中程度代謝率作業	上肢の動作（例：組み立てる、検査する、塗る等）
低代謝率作業	手先の動作、足先の動作（例：書く、タイピング、足でペダルを踏む等）

(3) リスクの見積り

(1)(2)の結果を表14に当てはめ、暑熱のリスクを見積もり、その内容をリスク評価表 の「優先度（リスク）」欄に記入します。

表 14 リスクの見積り

作業の程度 有害性のレベル	極高代謝率	高代謝率	中程度代謝率	低代謝率
A	高	高	高	高
B	高	高	高	中
C	高	高	中	低
D	高	中	低	低
E	中	低	低	低

リスク「高」：直ちに対応すべきリスクがある。

リスク「中」：速やかに対応すべきリスクがある。

リスク「低」：必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。

様式 2 - 2 記載要領

安全衛生診断実施結果報告書記載要領 (リスクアセスメント診断(労働衛生主眼)関係)

1. 「安全衛生診断員」欄には、署名、押印すること。
2. 「(主要製品等)」については、「自動車ラジエーター」(例)のように記入すること。
3. 「業務上疾病発生状況」欄には、 は を除く数を、 は 及び を除く数を記入すること。
4. 「業務上疾病発生概要」については、労働災害発生状況の 及び のうち、平成18年及び本年に入って診断日までに発生した災害ごとに記入すること。
なお、記入に当たっては、「平成18年7月、局所排気装置が故障したまま有機溶剤(ジクロルメタン)を用いて部品の洗浄を行っていたところ、有機溶剤中毒で倒れ、休業30日となった。直接原因としては、局所排気装置を修理した上で作業を行わなかったこと、間接原因としては、作業手順書の不備、衛生教育が不十分であったこと。」(例)のように起因物、事故の型、原因(直接原因、間接原因)等を簡明に記入すること。
5. 「診断項目 」については、該当する番号に を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄に自由記入すること。
なお、「運用中」とは、安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成後、PDCAサイクルが回り始めた段階以降のことをいい、「構築中」とは、システム導入の正式決定からPDCAサイクルが回るまでの状態をいう。また、「準備段階」とは、システム導入の意欲はあるものの、導入を事業場として正式に決定していない段階をいう。
6. 「診断項目 」については、該当する番号に を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄に自由記入すること。
なお、「実施中」とは、危険有害要因の特定等具体的にリスクアセスメントの実施を開始している段階をいい、「準備段階」とは、リスクアセスメント実施の意欲はあるものの、実施を事業場として正式に決定していない段階をいう。
また、「実施中」の場合には、リスクアセスメント実施の際の労働者の参加の状況を確認するとともに、参加させていない場合は、参加の必要性を説明し、指導すること。
7. 「診断項目 から 」については、1日目に実施したリスクアセスメントの内容及びその結果を踏まえて提案するリスク低減措置について、事業場における具体的な措置の実施を事業場担当者からの相談等を通して検討した結果を踏まえた記載内容とすること。
8. 「診断項目 」については、同一事業場内において、請負労働者や派遣労働者が混在する場合等において実施されている衛生管理上の措置等について記載すること。
9. 「診断項目 」については、診断対象事業場において今後リスクアセスメントを実施する上での留意事項等を記載すること(リスクアセスメント実施の際の労働者の参加の必要性等)。なお、診断対象事業場が既にリスクアセスメントを実施している場合にあっては、今後改善すべき点を記載すること。

10. リスクアセスメントの実施結果は、別表1～4「リスク評価表 ～ 」に記載すること。

11. 本様式の項目について、記載すべき事項がない場合はその箇所を削除し、また、記載しきれない場合は行数を増やして（ワープロ等使用）記入する等適宜変更しても差し支えないこと。

様式3

安全衛生診断改善報告書

平成 年 月 日

労働局長

所在地

事業場名

電話番号 ()

代表者氏名

印

平成 年 月 日受診しました安全診断の結果、下記のとおり改善を図ることいたしましたので報告します。

改善について指摘された事項	改善した（又はする予定の）内容

指摘事項に対し、改善の内容を予定も含め記入してください。

改善内容について写真、図面等による場合は別添様式を活用してください。特に高年齢労働者対策として実施した改善事項については、写真、図面等で改善前と改善後の状況が分かるようにしてください。

別添様式

改善前	改善後